介護予防支援 自己点検シート

点検結果										
点検項目	∃	確認事項	根拠条文	適	不適	該当なし	確認書類等			
I 基本	方針									
基本方針	(1)	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことので きるよう配慮して行われるとなっていますか。	基準第2条 第1項				・定款 ・運営規程 ・パンフレット等			
	(2)	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われていますか。								
	(3)	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に	基準第2条 第3項							
	(4)	事業の運営に当たり、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定介護予防支援事業者、指定介護予防支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めていますか。	基準第2条 第4項							
Ⅱ 人員	に関っ	 する基準	ı							
従業者の員数		保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を1人以上配置していますか。 ※担当職員の要件 ① 保健師 ② 介護支援専門員 ③ 社会福祉士 ④ 経験ある看護師 ⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事	基準第4条				・勤務体制一覧表 ・出勤簿(タイムカー ド) ・資格証 ・常勤・非常勤職員の員 数がわかる書類			
管理者		常勤・専従(※)の管理者を配置していますか。 ※管理上支障がない場合は、他の職種等を兼務することができる。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無 (有・無) → 兼務がある場合、下記の事項について記載してください。 ・当該事業所の他の業務への従事 (有・無) ・地域包括支援センターの職務への従事 (有・無)	基準第5条				・勤務体制一覧表			
Ⅲ 運営	に関っ	する基準								
内容及び手続 きの説明及び 同意		サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。					・運営規程 ・重要事項説明書 ・利用申込書			

点検項目		7年到 市 15	点検結果 確認事項 根拠条文 1		#	確認書類等	
	=	確認事項	似贬未入	適	不適	該当なし	
	(2)	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ていますか。					
	(3)	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。					
提供拒否の禁止		正当な理由なくサービスの提供を拒んではいないか。 ※提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合等で ある。 ①利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である 場合 ②利用申込者が他の指定介護予防支援事業者にも併せて指定介護予防 支援の依頼を行っていることが明らかな場合	基準第7条				· 利用申込書 · 申込受付簿
サービス提供困難時の対応		通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定 介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定 介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていま すか。	基準第8条				
受給資格等の 確認		サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間 の確認を行っていますか。					・サービス利用票控 ・個人記録
要介護認定の 申請に係る援 助	(1)	サービスの提供に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認していますか。 また、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。					
	(2)	要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っていますか。					
身分を証する 書類の携行		身分を称する証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを掲示していますか。	基準第11条				・身分証
利用料等の受 領		償還払いの場合の利用料の額と、代理受領がなされる場合の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。	基準第12条				・領収証控 ・説明に用いた文書 ・同意に関する記録
保険給付の請 求のための証 明書の交付		指定介護予防支援について利用料の支払いを受けた場合は, 指定介護 予防支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。	基準第13条				·指定介護予防支援提供 証明書控
指定介護予防 支援の業務の 委託	(1)	指定介護予防支援の一部を委託する場合,委託に当たっては,中立性 及び公正性の確保を図るため総社市介護保険運営協議会の議を経てい ますか。					・委託に関する書類(契 約書等)
	(2)	委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮していますか。					
	(3)	委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援 事業者ですか。					
	(4)	委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を 実施する介護支援専門員が、基準第2条、第6条から第33条の規定を遵 守するよう措置させていますか。					
法定代理受領 サービスに係 る報告	(1)	毎月、市又は国民健康保険団体連合会国保連に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書(給付管理票)を提出していますか。	第1項				・給付管理票控
	(2)	介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市又は国民健康保険団体連合会に対して提出していますか。	第2項				

点検項目		確認事項	根拠条文	ķ	点検結り	Į.	体部
	=	唯 認争 場 (似地未入	適	不適	該当なし	確認書類等
利用者に対す る介護予防 サービス計画 等の書類の交付		次の場合、利用者に直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 ①要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合 ②利用者からの申出があった場合	基準第16条				・給付管理票控 ・介護予防サービス計画 書 ・サービス利用票 ・別表 ・実施状況に関する記録
利用者に関する市への通知		利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してそるの旨を市に通知していますか。 ① 正当な理由なしに介護給付等サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	基準第17条				・市への通知
管理者の責務		管理者は、当該事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予 防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管 理を一元的に行っていますか。また、必要な指揮命令を行っています か。	基準第18条				・組織図 ・運営規程
運営規程		次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種,員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定介護予防支援の提供方法,内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥虐待の防止のための措置に関する事項(令和6年3月31日までは努力義務) ⑦ その他運営に関する重要事項	基準第19条				・運営規程
勤務体制の確 保等	(1)	月ごとの勤務表を作成し、担当職員については、日々の勤務時間、常 勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。	基準第20条				・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表(原則として月
	(2)	事業所ごとに、当該事業所の担当職員に指定介護予防支援の業務を担当させていますか。 ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。					ごと) ・研修受講修了証明書 ・研修計画 ・研修報告書等研修資料
	(3)	担当職員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。					
	(4)	職場において行われるハラスメント(性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの)により担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 事業主が講ずべき措置の具体的内容(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」より) ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発・相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備					
業務継続計画 の策定等 (令和6年3月 31日までは努 力義務)	(1)	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	基準第20条の2				業務継続計画訓練記録等研修報告書等研修資料
	(2)	職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及 び訓練を定期的に実施していますか。					
	(3)	定期的に業務継続計画の見直しを行い,必要に応じて業務継続計画の 変更を行っていますか。					
設備及び備品 等	(1)	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えていますか。	基準第21条				・平面図 ・設備・備品台帳

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果		果	確認書類等	
	∃	唯 能 争 垻	依拠 宋又	適	不適	該当なし	唯心盲規守	
	(2)	相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されていますか。また、相談のためのスペースはプライバシーが守られ、利用者が利用しやすいよう配慮していますか。						
従業者の健康 管理		担当職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	基準第22条				・健康管理に関する記録	
感染症の予防 及びまん延の 防止のための 措置(令和6 年3月31日ま	(1)	事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図っていますか。	基準第22条の2				・運営規定 ・委員会等記録 ・指針 ・研修記録	
では努力義務)	(2)	事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。						
	(3)	担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。						
掲示		事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、 その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 を掲示又は備え付けることによりいつでも関係者に自由に閲覧できる ようにしていますか。	基準第23条				・掲示場所確認	
秘密保持等	(1)	担当職員その他従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入 居者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	基準第24条				・就業時の取り決め等の 記録	
	(2)	担当職員その他従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。						
	(3)	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ていますか。						
広告		指定介護予防支援事業所について,広告をする場合においては,その内容が虚偽又は誇大なものとなってはいないか。	基準第25条				・広告 ・パンフレット	
介護予防サー ビス事業者等 からの利益収 受の禁止等	(1)	指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該居宅予防介護支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。	基準第26条					
	(2)	担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき 旨の指示等を行っていませんか。						
	(3)	指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の 作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者 等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サー ビス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。						
苦情処理	(1)	提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ 適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の 必要な措置を講じていますか。	基準第27条				・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・調査に関する記録	
	(2)	(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。					・指導等に関する記録 ・改善内容に関する報告	
	(3)	その提供したサービスに関し、法第23条の規定による市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。						
	(4)	市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告していますか。						

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果		果	確認書類等	
从快块日	1	唯 	似拠未入	適	不適	該当なし	唯心自况寸	
	(5)	自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は 指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連 合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っています か。						
	(6)	その提供したサービスに対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。						
	(7)	国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には, (6)の改善の 内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。						
事故発生時の 対応	(1)	事故対応マニュアルを策定し、周知徹底していますか。	基準第28条				・事故に関する記録	
	(2)	利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置 を講じていますか。						
	(3)	(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。						
	(4)	損害賠償保険に加入していますか。						
	(5)	利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。						
	(6)	事故が生じた際は、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。						
虐待の防止	(1)	事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催し、その結果について、担当職員に周知徹底を図っていますか。(令和6年3月31日までは努力義務)					・運営規定 ・虐待防止に関する記録 ・研修記録	
	(2)	事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。(令和6年3月31日までは努力義務)						
	(3)	事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施していますか。						
	(4)	虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。(令和6年3月31日までは努力義務)						
会計の区分		指定介護予防支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。	基準第29条				・会計に関する書類	
記録の整備	(1)	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	基準第30条				・諸記録	
		利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、そ の完結の日から5年間保存していますか。						
	(2)	①指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ②個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア 介護予防サービス計画 イ アセスメントの結果の記録 ウ サービス担当者会議等の記録 エ 評価の結果の記録 オ モニタリングの結果の記録 ③市への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録						
指定介護予防 支援の基本取 扱方針	(1)	指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、 医療サービスとの連携に十分配慮していますか。	基準第31条				・介護予防サービス計画 書 ・介護予防支援経過記録	

点検項目		確認事項	根拠条文	Ä	点検結果		確認書類等	
派快 項目				適	不適	該当なし		
		介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定していますか。						
	(3)	自ら提供する指定介護予防支援の質の評価を行い, 常にその改善を 図っていますか。					・評価を実施した記録	
指定介護予防 支援の具体的 取扱方針		担当職員以外の者に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させていませんか。	基準第32条 第1項第1号					
	(2)	指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、 サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行ってい ますか。	基準第32条 第1項第2号				・説明文書・業務マニュアル	
		介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしていますか。	基準第32条 第1項第3号				・介護予防サービス計画書	
		介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置づけるよう努めていますか。	基準第32条 第1項第4号				・介護予防サービス計画書 ・介護給付等対象サービス以外のサービスの情報 に関する資料	
	(5)	介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者から介護予防サービス計画案の作成にあたって複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、介護予防サービス計画案を利用者に提示する際には、当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。	第1項第5 号				・サービス事業者等の情報に関する資料	
	(6)	介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握していますか。 ア 運動及び移動 イ 家庭生活を含む日常生活 ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション エ 健康管理	第1項第6号				・課題分析の記録	
	(7)	解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。この場合において、担当職員は、当該面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。					・介護予防支援経過記録 ・アセスメントの記録	
	(8)	当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録を完結 の日から5年間保存していますか。					・アセスメントの記録	
	(9)	アセスメントの結果に基づき、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成していますか。	第1項第8号				・介護予防サービス計画書	
	(10)	サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。	第1項第9号				・サービス担当者会議の 要点 ・サービス担当者に対す る照会内容	

卢샹귪므	確認事項	担加冬立	,	点検結り	果 	☆ 司 力 *云 ~
点検項目		根拠条文	適	不適	該当なし	
(11)	介護予防サービス計画の原案に位置づけたサービス等について、保険 給付の対象となるかどうかを区分した上で、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ていますか。					・介護予防サービス計画書
(12)	介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画 を利用者及び担当者に交付していますか。	基準第32条 第1項第11号				
(13)	介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問介護看護計画書等、県指定介護予防サービス等 基準条例において位置付けられている計画の提出を求めていますか。					・個別サービス計画
(14)	指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等、県指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取していますか。					・サービス担当者に対す る照会記録 ・介護予防支援経過記録
(15)	介護予防サービス計画の作成後、実施状況の把握(モニタリング)を 行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サー ビス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。					・介護予防支援経過記録 ・モニタリングの記録
(16)	指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた ときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他 の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるもの を、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提 供していますか。	第1項第15号				・利用者の同意書 ・情報提供の記録
(17)	介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画 の目標の達成状況について評価していますか。	基準第32条 第1項第16号				・介護予防支援経過記録 ・モニタリングの記録
(18)	モニタリングは、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われていますか。(特段の事情とは、利用者の事情により利用者の居宅を訪問し利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、担当職員に起因する事情は含まれない。) ① 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。 ② 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。 ③ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。	第1項第17号				・モニタリングの記録・介護予防支援経過記録
(19)	担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 ① 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合 ② 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合 ※やむを得ない理由がある場合とは、会議の日程調整を行ったが担当者の事由により参加が得られなかった場合、介護予防サービス計画の変更であって利用者の状態に大きな変化が見られない等が想定される。	第1項第18号				・サービス担当者会議の記録
(20)	介護予防サービス計画の変更の場合には,第3号から第13号に規定する 一連の業務を行っていますか。	基準第32条 第1項第19号				
(21)	担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ 効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。	第1項第20号				・介護予防支援経過記録
(22)	介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っていますか。	基準第32条 第1項第21号				・介護保険施設等との連絡記録 ・介護予防支援経過記録

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
		HE DIO T - X		適	不適	該当なし	
	(23)	利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。また、その場合において、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付していますか。(交付方法は、対面のほか郵送やメール等による。)	第1項第22号, 第23号				・介護予防サービス計画 書 ・主治医の意見書 ・主治医への照会記録 ・介護予防支援経過記録 ・同意書
	(24)	介護予防サービス計画に医療サービスを位置付ける場合,当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っていますか。また、医療サービス以外のサービスを位置付ける場合、医学的観点からの留意事項が示されているときは当該留意点を尊重してこれを行っていますか。					・介護予防サービス計画 書 ・主治医等の指示書 ・介護予防介護支援経過
	(25)	介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、当該サービスを利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。	第1項第25号				・介護予防サービス計画書
	(26)	介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合,当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに,必要に応じてサービス担当者会議を開催し,継続した貸与の必要性について検証していますか。					・介護予防サービス計画 書 ・サービス担当者会議の 要点
	(27)	上記の検証をした上で、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要がある場合、その理由を介護予防サービス計画に記載していますか。					・介護予防サービス計画 書
	(00)	介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合 には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載して いますか。					・介護予防サービス計画書
	(29)	被保険者証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る介護予防 サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場 合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に 沿って介護予防サービス計画を作成していますか。					・介護予防サービス計画書
	(30)	要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定 居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連 携を図っていますか。	基準第32条 第1項第29号				
		地域ケア会議から、検討を行うための資料や情報の提供、意見の開陳 等必要な協力の求めがあった場合に協力していますか。	基準第32条 第1項第30号				
	(32)	認知症,障害等により判断能力が不十分な利用者に対し,適正な契約手続き等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合は,地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等,関係機関と連携し,利用者が成年後見制度を活用することができるよう,支援に努めているか。	第2項				
Ⅳ 変更	の届に	出					
変更の届出等		事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該介護予防支援事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所 ③登記事項証明書又は条例等 ④建物の構造概要、専用区画等 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑥運営規程 ⑦介護支援専門員の氏名及びその登録番号 ⑧担当職員の変更					・変更届書類
Ⅴ 介護	給付	費の算定及び取扱い	•				
基本的事項		指定介護予防支援に要する費用の額は、平成18年厚生省告示第129号 の別表「指定介護予防支援介護給付費単位数表」により算定していま すか。					・サービス利用票・別表 ・給付管理票 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果		果	確認書類等
		作	似拠未 又	適	不適	該当なし	唯心自 規寸
	(2)	指定介護予防支援に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93 号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数 を乗じて算定していますか。					
	(3)	1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、 端数金額を切り捨てて計算していますか。					
	(4)	要支援である利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において市又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している指定介護予防支援事業所について、所定単位数を算定していますか。					
初回加算		新規に介護予防サービス計画を作成する場合に所定の単位数を加算していますか。					・介護予防サービス計画 書 ・給付管理票 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書
委託連携加算		指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定 居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関 する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指 定居宅介護支援事業所をいう。)に委託する際、当該利用者に係る必 要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護 支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合 は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回 を限度として所定単位数を加算していますか。					・提供した情報の記録 ・介護予防サービス計画 書 ・給付管理票 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書